

市としては再三口頭及び文書で対応しており、[]が動かないことには対応ができないことを説明するも、聞く耳をもつてくれない。(話が一方通行でかみ合わない状況。)

20日に約束した書類の件について文書にて指導を行うことを伝えた。

6月24日 上記文書の発送

7月 1日 熱海市に大雨洪水警報発令

7月 2日 []、[]で現地確認(別紙写真)以前崩れていた箇所が多少広がっている様子。

7月 4日 []来庁 進展があったか確認をしにきた。

先日の打合で7月8日(金)が期日となっているので、それまで待ち、書類が提出されなかった場合、条例に沿って手続きをすること、それでも何もない場合、代執行という手もあるが今はまだそこまで考えていないとを伝えた。

[]の方からも[]へ連絡をとってみるとのこと。

7月 7日 []へ連絡先日約束した図面の提出はできるか伺うと、図面を[]に依頼するといい、14日(木)まで待つてほしいという。最長でも11日に提出するように求め、一度電話を切り[]に確認すると頼まれているという。[]は簡単な画であれば画けるが、市の要求する図面の提出は難しいという。[]に報告すると11日に提出がなければ行政処分をする方向の指示である。

8日 提出なし

7月11日 6月21日から行っている日金町の現場について、ひとまず安全面対策がとられたということで重機を赤井谷へ搬送したいとまちづくり課[]経由で聞く。市役所にて話をしたいと[]、[]を呼び話をする。

[]側は重機が無駄にならないように、図面の提出前に現場に入りたいという。[]はあくまでも図面が提出されてからという意見だが、[]は現場の安全対策をとりながら図面の提出をしたいとのことであり12日に現地で話をしながら今後の方法を検討することとする。

条例に基づく変更届けについては12日に確実に提出するよう[]へ指示をした。

7月12日 午前9時 関係者が現地で立会いし、別紙のことを確認した。

現場で安全対策をとりながら、市も随時検査をしていく。

条例第3条に基づく変更届けの受理

7月13日 赤井谷へ重機が入る。届出地の一番下まで[]がもっていく。